

第 354 回(令和3年6月)定例会

会派提案意見書案

令和3年6月3日

番号	件名	提出 会派
意 1	国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書	自民
意 2	潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書	自民
意 3	学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書	県民
意 4	投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書	県民
意 5	ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書	公明
意 6	中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書	公明
意 7	事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書	自兵庫
意 8	台湾の CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	維新
意 9	犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書	維新
意 10	「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（医療改革関連法）の廃止を求める意見書	共産
意 11	学生に対する支援の強化を求める意見書	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

国産の新型コロナウイルスワクチンの実用化等を求める意見書

今、新型コロナウイルスのワクチン接種が順次行われているが、引き続きワクチンの十分な量の確保と早期のワクチン接種が重要である。

現在国内で接種しているワクチンは欧米で開発されたもので、供給量は十分ではなく途上国を中心に不足している状況にある。一方、国内でも複数の企業でワクチン開発に取り組んでいるが、大規模な臨床試験の実施が困難であることや既に有効なワクチン接種が開始されていることから、実用化への道は、まだ遠い状況である。

しかしながら、感染症対策を国家の危機管理に位置づけ、被害の最小化と早期収束を主体的に進めるには、ワクチンの国産化を何としても成し遂げなければならない。同時に今後新たなウイルス出現の可能性もあり、日頃からのワクチンに対する基礎研究をさらに強化する必要がある。

よって、国におかれては、国民の生命と健康を守るため下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 安心安全な国産ワクチンの開発に対して、さらなる人的・物的支援を行い、実用化に向けた取り組みを強力に進めること。
- 2 新たな感染症に関する基礎研究を進めるため、企業や大学の研究機関に対して日頃から積極的かつ継続的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

潜在看護職員の再就職の促進を求める意見書

看護職員は恒常的な人手不足の状態であることに加え、さらなる高齢社会の進展に対応するため、国を挙げて看護職員の確保対策が行われてきたが、有効求人倍率は2倍を大きく超える状況が続いている。また、このたびのコロナ禍では、新たなコロナ対応病床の確保やスピーディーなワクチン接種に向け、改めて看護職員の確保が極めて重要な状況になっている。

看護職員の確保を図るため、平成27年から離職者は連絡先をナースセンターに届け出ることになっている。しかしながら約71万人と言われる潜在看護職員のうち届け出ているのは13万人程度と2割にも達していない。さらに届出があっても連絡がつかなくなっているという実態もある。

また、潜在看護職員には復職に当たって日々進歩する技術や知識等に対する不安もあり、やりがいを感じつつも再就職をためらう傾向も多く見られる。再就職の支援として、その不安解消に向けた研修・相談事業が行われているが、幅広く受講・利用してもらうことで、普段から復職しやすい環境整備をさらに推進する必要がある。

これらの課題への対策を進めることが、コロナ対応病床やワクチン接種体制の確保、また南海トラフ地震等の大規模災害時に即応可能な医療提供体制確保にもつながると考えられる。

よって国におかれては、離職等で看護職に従事していない方に対して定期的に届出を求めるなど実効性のある看護職員の届出制度とするとともに、看護技術と医療知識の研修や相談等の支援を幅広く行うなど、潜在看護職員の再就職を促進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。子どもたちが学校内で熱中症になる事例も多く、2018年には文部科学省から都道府県教育委員会に対し、必要に応じて夏休みの延長や臨時休業日の検討を求める通知が出された。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、子どもたちが長時間を過ごす学校内においてもこまめな換気や温度調節が求められており、特別教室を含む空調設備の早急な整備が不可欠となっている。

学校施設は、子どもたちが長時間過ごす場であると同時に、災害時の地域の避難所ともなる重要な施設である。また、文部科学省の調査でも、空調設置やトイレ改修後の教育環境の向上が見られるとの結果が出ており、学校施設の整備は今や必要不可欠である。2020年9月現在の小中学校への空調設備の設置率は、普通教室では92.8%となり相当程度進んでいるが、特別教室は55.5%、体育館においては5.3%と非常に低くなっている。

文部科学省は、空調整備を含む大規模改造事業の補助率を3分の1としているが、補助率の低さからも設置が進まないのが現状である。

よって、国におかれては、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう耐震化、老朽化対策、防災対策等と同時に、希望するすべての学校において空調設備等の整備支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

投資詐欺被害を防止するための立法改正を求める意見書

近年では、SNS等を経由して暗号資産（仮想通貨）のICO（Initial Coin offering）や投資案件等を不特定多数の者に対して出資を募り、その出資額に応じて成功報酬を受けるというアフィリエイトビジネス（成功報酬型）が流行している。

アフィリエイト（成功報酬を広告主から得ている人）が紹介する投資案件等は実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当すると謳いながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺案件であるというのが実情であり、被害者を自転車操業のような状態に陥らせ、最終的には破綻させるものである。

こうした投資詐欺被害は年々拡大しており、たとえ事件化して何十億円もだまし取った投資詐欺師たちが逮捕に至ったとしても、最大三百万の罰金刑や執行猶予の刑罰に止まっていることが多いことから、事件の抑止力になり得ず、詐欺案件は後を絶たない状況にある。

また、金融商品を取り扱う際に適用される金融商品販売法に、重要事項説明における書面交付義務がないことから、アフィリエイトを取り締まれない実態が続いており、詐欺被害拡大を防ぐ術がないのが現状である。さらに、民事に関して、投資案件等を紹介する販売業者及び仲介業者等に金融商品取引法により、重要事項説明における書面交付義務があるが、金融商品販売法には同様の書面交付義務が不存在となっており、被害者が投資案件に出資する前にリスクを確認し、出資を思いとどまらせる契機とするためにも、販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課す必要があると考える。

よって、国におかれては、増々広がる投資詐欺を防止・抑止するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 刑罰の上限を引き上げるよう、出資法、金融商品取引法等のさらなる厳罰化を図ること。
- 2 販売業者及び仲介業者等に対して、重要事項説明の書面交付義務を課し、違反した業者には被害者の受けた元本割れ部分損害について賠償責任を負わせるよう、金融商品販売法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

ワクチン接種に関する適切な財政措置を求める意見書

令和3年2月17日から開始された新型コロナワクチンの接種については、4月17日からの数限定の高齢者への接種を経て、県内の市町においても高齢者向けワクチンの本格的接種が進められている状況である。

総理からは「7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組む。」との方針が示され、東京、大阪に開設された国の大規模接種センターでの接種が進むとともに、各自治体に対して6月までの高齢者向けのワクチン供給量の全体像が示され、接種計画の前倒しが要請されている。

県内の多くの自治体は接種計画の見直しが迫られており、医療関係者の確保など接種体制の整備について多くの課題を抱えている。

よって、国におかれては、以上の接種現場の実態に鑑み、社会経済活動の本格的な回復に向け、県民の期待が大きい新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種体制の整備のため、以下の事項について迅速に対応することを強く要望する。

記

- 1 大規模接種を実施する場合には、接種を担う人材を更に確保する必要があるため、国立病院機構や労災病院、社会保険病院、学校共済病院、企業立病院などに対しても、関係省庁から働きかけ、国においても必要な人材確保の支援を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療従事者派遣事業の取扱いや大規模接種会場の設置費用の取扱いについては、自治体の実情に応じ、柔軟な運用を可能とすること。あわせて地方負担が生じないよう必要に応じた追加策や十分な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書 第 号

(公明党・県民会議)

中小企業等の事業継続、雇用維持に関する支援の強化を求める意見書

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められている。

よって、国におかれては、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援するよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 緊急事態宣言解除後も中小企業の厳しい経営状況は続くと思込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでセーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種に対する指定期間を延長するとともに、本年3月末で保証申込が終了した無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を継続・強化すること。
- 2 緊急事態措置等により影響を受けた事業者は飲食店等に止まらず、またその影響も全国に及んでいるということを踏まえ、今後、新たに月次支援金のような給付金制度を創設する場合は、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けているすべての事業者について売上要件を30%減まで緩和する等の制度の改善を行うこと。
- 3 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、雇用確保対策を推進するため、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

事業の継続と雇用を維持するための更なる支援の充実を求める意見書

長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内の経済・雇行情勢に深刻な影響が出始めている。

三度の緊急事態宣言の発令で、休業や時短営業を余儀なくされた飲食・小売事業者、イベント施設をはじめ、これらの関連事業者を含めると影響範囲は計り知れない。

昨年度の平均有効求人倍率は前年度を 0.45 ポイントも下回る 1.1 倍となっており、完全失業者も前年度から 36 万人増え 198 万人となっている。

また、解雇、雇い止めの見込み数が 10 万人を超え、そのうち半数近くはパート、アルバイトなどの非正規労働者である。

よって、国におかれては、これ以上の負の連鎖を生まないために、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた全ての事業者が、事業の継続と、また雇用を維持するため、下記事項の更なる支援を充実等するよう強く要望する。

記

- 1 雇用調整助成金の特例措置を 8 月以降も継続すること。また、要件・上限額・助成率等を維持し、縮減を行わないこと。
- 2 緊急事態宣言の発令を受けた都道府県が、大規模施設等に対して独自に協力要請の上乗せ措置を行った場合の協力金について、負担割合の見直しなど必要な財源を措置すること。
- 3 本年 4 月以降の緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のために実施された月次支援金について、緊急事態宣言等解除後に都道府県が独自に取り組む時短営業等の協力要請についても対象とし、必要な財源を措置すること。また、影響が長引く場合は、売上減少割合等の要件を緩和すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する
包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう
求める意見書

2017年11月、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の参加11か国は、離脱したアメリカを除く形で協定発効に大筋合意し、その名称をTPPからCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）へ変更して、環太平洋地域の将来へ新たな一步を踏み出した。

一方、アジア地域経済を見たときに、台湾の存在は忘れてはならない。2019年の日台双方の貿易総額は600億ドルに達し、日本にとって台湾は第4位の輸出市場、第6位の輸入先国となっており、人的往来は600万人を超え、日台は戦略的な協力関係を築くとともに、多くの日本企業が台湾で研究センターを立ち上げるなど、日本の先端技術と台湾の製造技術との連携により重要な貿易パートナーとなっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や地政学的リスクによるグローバルサプライチェーンへの影響を踏まえ、日米欧と台湾との窓口機関で、その再編に向けた協力強化の方向性が確認されたところである。

このような関係にある台湾がCPTPPに加盟することは、我が国の経済はもとより、アジア太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、地域の経済に好循環を生み出すものである。

しかしながら、現在このように我が国と信頼及び経済で結ばれた大変重要なパートナーである台湾が、APEC（アジア太平洋経済協力）のメンバー、かつWTOの加盟国というCPTPP加入を申請する条件を満たしながらCPTPPに参加できていない。これは環太平洋地域にとり大きな損失である。さらには、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたとき、これは両国の経済連携と相互発展を妨げるものであると危惧する。

台湾は、CPTPPの参加国拡大交渉において、日本の継続的な参加支持に期待しており、現在の枠組みにおいて日本は重要、かつ影響力を持ったメンバーであることから、その支持は大きな意義を持つ。

よって、国におかれては、台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

犯罪加害者家族に対する支援を求める意見書

犯罪被害者への支援については犯罪被害者等基本法により、犯罪被害者の権利や利益を保護するために「相談及び情報の提供」、「犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保」、「居住・雇用の確保」などの施策が講じられることが定められた。まだまだ十分ではないが被害者やその家族を支援する一定の制度が整えられている。

しかし一方、加害者家族は加害者とは別人格であるにも係らず、マスコミからの執拗な取材攻勢にはじまり誹謗中傷、一家離散、そして最終的に自らの命を絶つという状況に追い込まれる事例が後を絶たない。

特に犯罪加害者家族に属する子供は、第二の被害者的な立場に置かれ、教育を受ける権利だけでなく、健やかに成長する環境が奪われているという事実が顕著であり、学校でいじめの対象になってしまったり、進学や就職に支障が出てしまうこともある。

加害者の家族を支援し、加害者が社会復帰する際の受け皿を保つことで再犯防止にもつながる。また、不安定な環境に置かれることで加害者家族である子供が将来犯罪者となるリスクが高まるとされ、それを防ぐためにも特に子供への支援が必要とされている。

よって国におかれては、被害者と同様に、厳しい苦難を強いられる加害者家族に対し、憲法上認められている幸福追求権をはじめとする人権の保証を実現するために、精神的、経済的、社会的な各方面から支援を行うため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 犯罪加害者家族がこうむる、精神的、経済的、社会的ダメージを除去するために、各人の具体的なニーズを考慮して、十分な支援を行うことができる制度を整備すること。
- 2 犯罪加害者家族に対する差別が発生しないよう、プライバシー権をはじめとする憲法上の人権を保障するために、国民に対する啓発活動や人権教育を徹底するための方策を講じること。
- 3 犯罪加害者家族の支援を行う民間団体の設立を支援するとともに、民間の支援組織に対し、財政的支援を含めて、その活動を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(医療改革関連法)の廃止を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大で医療の逼迫が広がるなか、消費税を財源とした補助金で病床削減を支援する医療改革関連法が成立した。2021年度は195億円が計上され、削減される病床は単純計算で1万床規模にのぼる。

コロナ危機は、現在の医療体制が、重篤化しても入院できず、命の選別が迫られるほどの脆弱な体制であることを浮き彫りにした。現行の地域医療構想はパンデミックを想定せず、高度急性期・急性期を中心に約20万床も削減する計画になっており、コロナ禍でその役割を大いに発揮した436の公立・公的病院を統廃合しようとするものである。

また、政府はすべての勤務医に年960時間の時間外労働上限を設けるとともに、年1860時間を上限とする特例を認めた。960時間は過労死ライン、1860時間はその2倍にあたり、異常な働き方を合法化し、医師の過労死増加につながるものである。

政府は、将来は供給過剰になるとして医師数を抑制しようとしているが、パンデミックや高齢者増に伴う医療需要は想定せず、労働時間も過労死ラインを前提とするなど実態とかけ離れている。

コロナ禍で奮闘する医療現場から、「使命感だけでは安全は守れない。働き続けられない」と悲痛な声があがっている。感染症ウイルスの発生頻度が高まり、コロナパンデミックでの医療崩壊の現実を踏まえれば、医師・看護師の抜本的な増員、医療提供体制の拡充こそ急務となっている。

よって、国におかれては、病床数を削減し、医師数を抑制する「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(医療改革関連法)」を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

学生に対する支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が深刻な状況におかれている。

もともと日本は高学費が家計を圧迫し、学費と生活費をまかなうため学生の9割がアルバイトに追われる状況であった。しかし、コロナ直撃で収入が断たれ、生活困窮に陥る学生が広がり、文科省の調査では、コロナ禍の影響と判明している中退者は2024人、休学者は4627人にのぼっているため、こうした学生への支援強化が求められている。

ところが20年度開始した国の大学等修学支援制度の対象は、低所得世帯の一部に限定されており、広い学生が十分活用できる制度となっていない。また昨年、コロナ禍で実施された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（10万円（住民税非課税世帯20万円））は、1回のみの実施で、今年度は行われていない。これでは、困窮した学生への学業継続を十分補償するものにならない。

よって、国におかれては、学生の困窮実態に即し、国の支援を抜本的に強化するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について、世帯年収約380万円未満などの要件を大幅に緩和し、抜本的に対象者を広げること。
- 2 昨年度行われた「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』については、今年度も実施し、支給要件の緩和、支給額引き上げなど対象者拡充と支援強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。